「議長の議会広報活動」

議会基本条例第3条 (議長の責務)

・議長は、本会議後に必要に応じて記者会見を実施し、議会の情報公開に努めなければならない。

記者会見の実施

「議員定数・議員報酬・政務活動費の検討結果報告」 「高校生フレッシュ議会の開催」

地元FM局の放送

「議長インタビューの実施」

- ・議会の取り組みなど近況報告
- ・今後の議会活動の方針など



FM放送議長インタビュー (H27.6.30)

議長記者会見 (H26.6.30)



議長記者会見(H28.5.11)

地元高校生との懇談会(学校訪問)

「市議会の仕事について」

「地域の課題、18歳選挙権の導入など」



議長、議員と地元高校生との懇談会(H27.10.2)